

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標VI-2-1

若年者等に対して
段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標VI-2-1）

基本目標VI：労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標2：個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること

施策目標1：若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

現状（背景）

- ・ 15歳～49歳の無業者（就労しておらず、家事も通学もしていない者）の推計は、直近10年において120万人前後で推移。
- ・ これらの若年無業者等の就労を支援することは、若者等の自立の可能性を広げるだけではなく、経済的に自立させ地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育て、人口減少社会の中で産業の成長を実現していくために重要。
- ・ そのため、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、「地域若者サポートステーション（サポステ）」を、令和7年度においては全国179か所に設置し、地方公共団体と協働し、就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）の職業的自立に向けた就労支援を実施。

課題 1

- ・ 若年無業者等に対し、就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現に向けて支援をしていく必要がある。
- ・ 若年無業者等の職業的自立を支援するためには、基本的な職業能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別に行う必要がある。

達成目標1

地域若者サポートステーション事業において、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を実施し、より多くの若者等を就労につなげる。

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 地域若者サポートステーションの総利用件数（相談件数＋セミナー受講者数）（アウトプット）
- 2 地域若者サポートステーションにおける就職等率（アウトカム）
- 3 地域若者サポートステーションの支援を受けた者に対して行う満足度調査において、大いに満足と回答した者の割合（アウトカム）

課題 2

- ・ 若年無業者等の職業的自立を支援するためには、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが重要である。

達成目標2

地域若者サポートステーション事業において、支援を受けた者の就職後の定着・ステップアップを推進する。

- 4 地域若者サポートステーションにおける定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過時点で就労している者の割合（アウトカム）

【概要】令和7年度実績評価書（施策目標VI-2-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1】 地域若者サポートステーション事業において、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を実施し、より多くの若者等を就労につなげる】

指標1:△(目標達成率 96%) 指標2:○(目標達成率 102%) 指標3:◎(目標達成率 136%)

【達成目標2】 地域若者サポートステーション事業において、支援を受けた者の就職後の定着・ステップアップを推進する】

指標4:○(目標達成率 104%)

【目標達成度合いの測定結果】

③(相当程度進展あり) B(達成に向けて進展あり)

【総合判定】

(判定理由)

- ・ 一部の測定指標が△となったものの、その他の指標については目標を達成。
- ・ 以上より、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- 指標1については、目標は達成できなかったものの、地域若者サポートステーションにおける就職等者数は近年増加傾向にあり、より多くの若者等を就労につなげるための施策が有効に機能していると評価できる。
- 指標3については、目標値41.4%を大幅に上回った。これは、若年無業者等の個々の状況やニーズに応じた支援を実施したことにより、支援を受けた者から高い評価を得られたものと考えられる。

《効率性の評価》

- 指標1については、近年予算額に大きな変動がない中で、地域若者サポートステーションにおける就職等者数は近年増加傾向にあり、効率的な取組が行われていると評価できる。
- 指標3については、予算の範囲内の執行でありながら、目標値を大幅に上回る実績となっていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。

《現状分析》

- 指標1については、令和3年度から令和7年度までの期間において、大きな変化がみられず、地域若者サポートステーションにおける支援内容について一層の周知・広報に取り組むことなどが必要である。
- 指標3については、令和7年度実績が目標値を大幅に上回っており、着実に取組が進んでいると考えられる。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1】

- ・ 指標1については、若年無業者等の地域若者サポートステーションの利用につながるよう、若年無業者等や連携が必要な関係機関に訴求する周知・広報を実施し、引き続き、着実に取組を進めていく。
- ・ 指標2については、引き続き、着実に取組を進めていく。
- ・ 指標3については、令和7年度から「大いに満足」と回答した者の割合を新たなアウトカム指標として設定しており、令和7年度実績は55.3%となり、目標値41.4%を大幅に上回った。今後も、若年無業者等の個々の状況やニーズに応じた支援を実施し、支援を受けた者の満足度の更なる向上を図る。

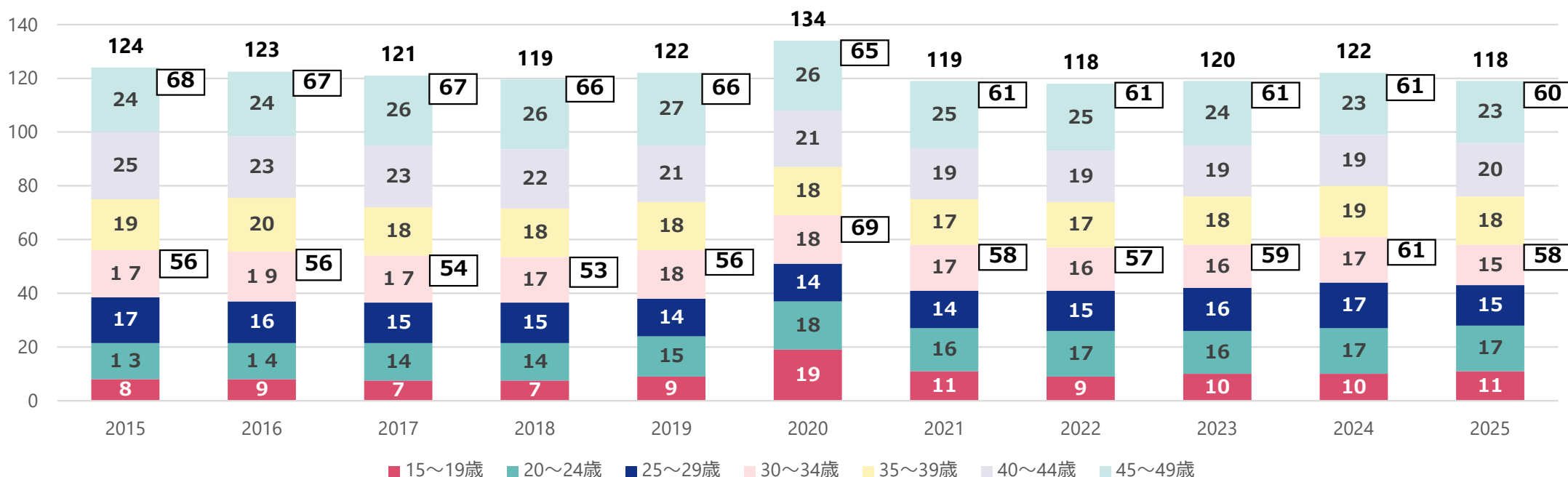
【達成目標2】

- ・ 指標4については、引き続き、着実に取組を進めていく。

無業者（15～49歳）数の推移

➤ 15～49歳の無業者の数は、おおむね120万人台で推移〔2025年（令和7年）118万人（前年比4万人減）〕。

無業者（15～49歳）数の推移



（資料出所） 総務省統計局「労働力調査」

（注1） 「無業者（15歳～49歳）」は、15歳から49歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

（注2） 統計処理の関係上、年齢区分毎の数値とその合計数が一致しないことがあり得るもの。

（注3） 2017年1月結果からは、算出の基礎となるベンチマーク人口を、2010年国勢調査結果を基準とする推計人口（旧基準）から2015年国勢調査結果を基準とする推計人口（新基準）に切り替えた。これに伴い2014年から2016年までの数値については、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。

（注4） 2020年は対前年12万人増となっているが、年齢階級別・月別数を見ると、25～34歳はおおむね変化が無いものの、2020年3～6月に限って15～24歳の比較的若い年代が大きく増加している。これは、同年3月の学校の一斉休校や4、5月の緊急事態宣言の発令等を受け、当該年代が通学等できなかった影響により一時的に増加したものと考えられる。

令和8年度当初予算額 47億円 (47億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 3.6億円

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	8/10			2/10

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和8年度179か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画**を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談**等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）**。



就職等者数

12,816人

(令和7年度)

就職等率

(=就職等者数/新規登録者数)

74.3%

(令和7年度)

総利用件数

479,977件

(令和7年度)

新規登録者数

17,242人

(令和7年度)

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）（抄）

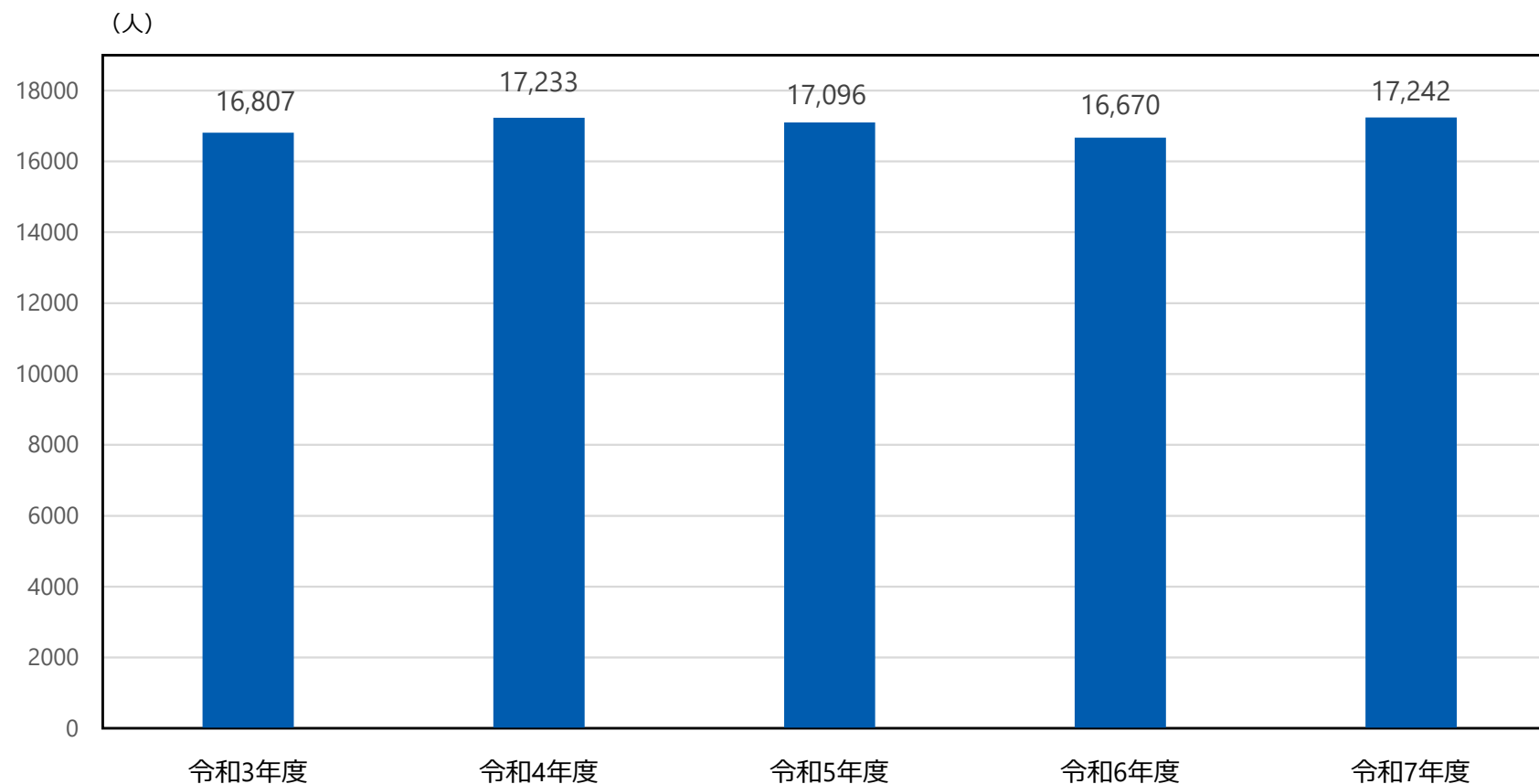
（職業生活における自立の促進）

第二十三条 国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であつて、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（次条及び第二十五条において「無業青少年」という。）に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第二十四条 地方公共団体は、前条の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

地域若者サポートステーションの新規登録者数の推移

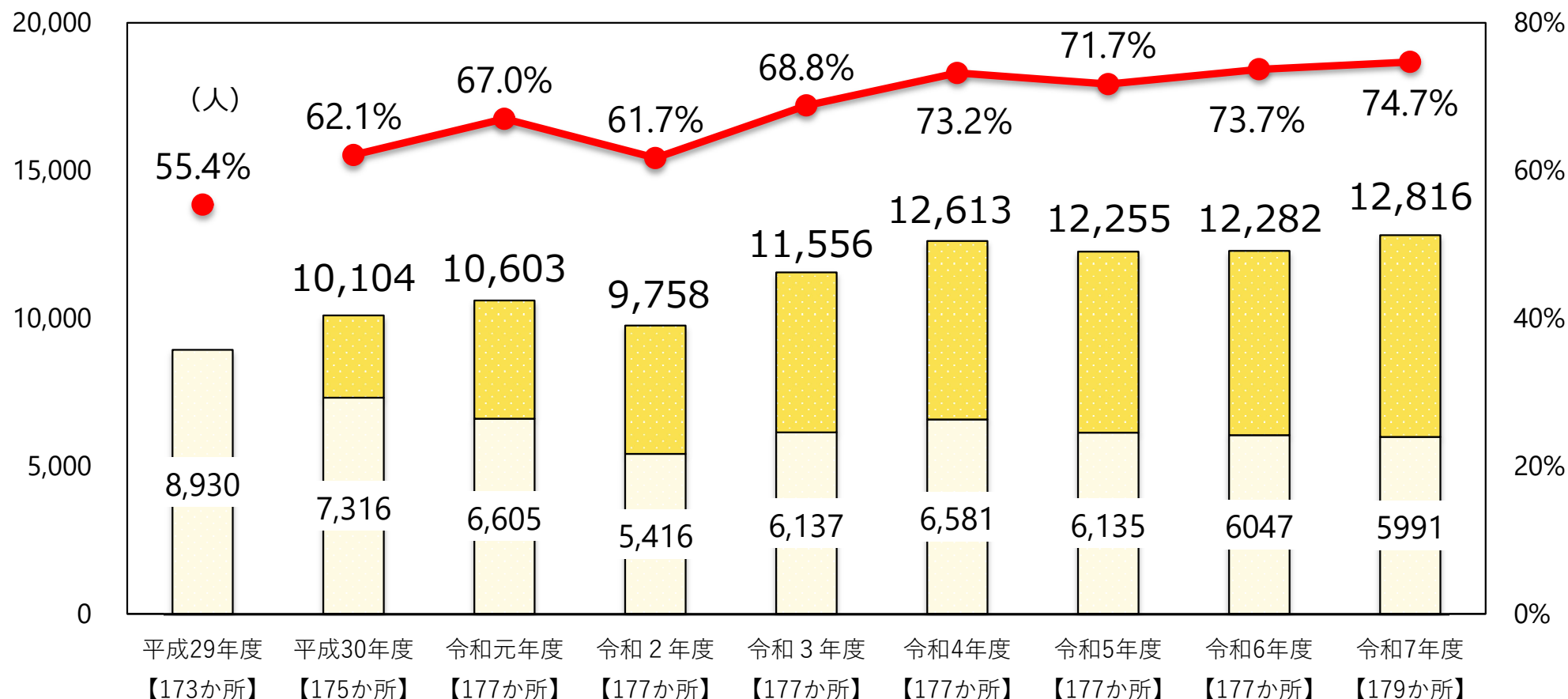
【新規登録者数】



(資料出所) 地域若者サポートステーションによる業務報告に基づき人材開発統括官付参事官室(若年者・キャリア形成支援担当)で作成。

地域若者サポートステーション事業における就職等率・就職等者数の推移

地域若者サポートステーション事業の実績推移



うち就職者数
 就職等者数
 就職率（就職者数/登録者数）
 就職等率（就職等者数/登録者数）30年度～

(資料出所) 地域若者サポートステーションによる業務報告に基づき人材開発統括官付参事官室(若年者・キャリア形成支援担当)で作成。
 (注1) 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定。
 (注2) 平成29年度より、雇用保険被保険者就職であることを書類により確認できる場合に限定。
 (注3) 平成30年度より、「就職等」とし、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへの移行も含めて評価。